



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年1月10日金曜日 第574号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課).....	1
愛媛県地籍調査費負担金等交付規程の一部改正.....	(農政課).....	2
地籍調査の成果の認証.....	(").....	11
地域森林計画の公表.....	(林業政策課).....	11
地域森林計画の変更の公表(4件).....	(").....	11
保安林予定森林にする旨の通知(4件).....	(森林整備課).....	11
電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	(道路維持課).....	12
指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正.....	(会計課).....	12
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課).....	13

公 告

高性能エア-テントの購入.....	(会計課).....	13
-------------------	------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年1月10日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
洋服の青山松山衣山店・くすりのレデイ衣山店	松山市美沢一丁目67番1、677番3、661番	大規模小売店舗の名称	洋服の青山 ダイソー&アオヤマ100円プラザ松山衣山店・くすりのレデイ衣山店	洋服の青山松山衣山店・くすりのレデイ衣山店	令和6年12月7日	令和6年12月19日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	青山商事株式会社代表取締役 青山 理 株式会社レデイ薬局代表取締役 白石 明生	青山商事株式会社代表取締役 青山 理 株式会社レデイ薬局代表取締役 三橋 信也	令和6年11月14日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	青山商事株式会社ほか2者	青山商事株式会社ほか2者	令和6年12月7日ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

様式第1号(第2条、様式第2号関係)

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

年度地籍調査費負担金等交付申請書

年度において、下記のとおり国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく、
地籍調査事業を実施したいので、愛媛県地籍調査費負担金等交付規程(昭和36年12月愛

媛県告示第970号)第2条の規定により、

}	負担金
	交付金
	補助金

 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

地籍調査事業に要する経費の総額	完了予定年月日	備 考

注 備考欄は、現地の状況を記載すること。

- 3 事業に要する経費
 - (1) 収入の部

区 分	予 算 額	地籍調査事業に要する経費の総額	備 考
県負担金(県交付金・県補助金)	円	円	
内			
国庫負担金			
県 費			
市 町 費			
計			

- (2) 支出の部

経費区分	費 目	予 算 額	地籍調査事業に要する経費の総額	備 考
		円	円	
直 接 経 費				
	小 計			
附				

帯 経 費				
小 計				
計				

注1 不要の文字は、抹消すること。

- 2 費目欄は、地籍調査費負担金交付要綱（昭和33年11月24日付け経企土第130号経済企画事務次官通達）別表第1に掲げる経費の区分により、該当費目を記入すること。

様式第2号中 「（経費の配分の変更）
 中止（廃止）」 を 「（経費の配分の変更（内容の変更）
 経費の配分及び内容の変更
 中止（廃止）」 に、「負担金（交付金）」を 「（負担金）
 交付金
 補助金」

に、「あつた 年度」を「あつた」に、「（別紙のとおり経費の配分を変更（内
 事業を中止（廃止）」 を 「（別紙のとおり経費の配分を変更（内
 別紙のとおり経費の配分及び内容を
 事業を中止（廃止）」

容を変更）
 変更」 に改め、同様式注2中「様式第1号3」を「様式第1号2及び3」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

年度地籍調査費負担金等実績報告書

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で { 負担金
交付金 } の交付の決定のあ
補助金

った地籍調査について、別紙のとおり事業を実施したので報告する。

注 不要の文字は、抹消すること。

2 決算調書

(1) 総括表

(単位円)

計	画			実	績			差引増	△減			
	負担区分				地籍調査事業に要する 経費の総額	負担区分			負担区分			
	国	県	市町			国	県		市町	国	県	市町
地籍調査事業に要する 経費の総額				地籍調査事業に要する 経費の総額				地籍調査事業に要する 経費の総額				

(2) 収入の部

区 分	精算額	予算額	地籍調査事業に要する経費の 総額		備 考
			精算額	予算額	
県負担金（県 交付金・県補 助金）	円	円	円	円	
内 国庫負担					
訳 県 費					
市 町 費					
計					

(3) 支出の部

経費 区分	費 目	精算額	予算額	地籍調査事業に要する経費の 総額		備 考
				精算額	予算額	
直 接 経 費		円	円	円	円	
小 計						
附 帯 経 費						
小 計						
計						

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 費目欄は、地籍調査費負担金交付要綱（昭和33年11月24日付け経企土第130号経済企画事務次官通達）別表第1に掲げる経費の区分により、該当費目を記入すること。

3 計画から変更された事項がある場合は、変更前を上段に括弧書で記載し、変更後を下段に記載すること。

3 取得財産調書

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 価	取 得 価 格	取 得 年 月 日	処 分 制 限 期 間		備 考
						耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	
			円	円				

注1 1件の購入価格が50万円以上の機械又は器具について記入すること。

2 処分制限年月日欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間の終期を記入すること。

3 備考欄には、負担金、交付金又は補助金の対象経費で購入したものと負担金、交付金又は補助金の対象外で購入したものとの区分を記入すること。

様式第4号中 「地籍調査費負担金（ 交付金）」 を 「 地籍調査費負担金
交付金
補助金 」 に、「交付決定負担金（交付決定交付金）」を「交付決定負担金（交付決定交付金・交付決定補助金）」に、「負担金精算額（交付金精算額）」を「負担金精算額（交付金精算額・補助金精算額）」に改める。

様式第5号中 「あつた 年度地籍調査費負担金（ 交付金）」 を あつた 「 地籍調査費負担金
交付金
補助金 」 に改め、同様式別紙中「負担金額（交付金額）」を「負担金額（交付金額・補助金額）」に改める。

○愛媛県告示第3号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年1月10日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
松山市	東垣生地区	令和3年度から 令和5年度まで	松山市（東垣生地区）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和7年1月10日

○愛媛県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、令和6年12月25日、東予地域森林計画を立てた。

東予地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局農林水産振興部東予森林林業課及び四国中央駐在において公衆の縦覧に供する。

令和7年1月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和6年12月25日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局農林水産振興部森林林業課及び東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在において公衆の縦覧に供する。

令和7年1月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和6年12月25日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局農林水産振興部森林林業課及び愛南駐在において公衆の縦覧に供する。

令和7年1月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和6年12月25日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課及び肱川流域林業振興課において公衆の縦覧に供する。

令和7年1月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和6年12月25日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

令和7年1月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第9号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月10日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
四国中央市金砂町小川山乙1133の1、乙1158の1、乙1158の2
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第10号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法

(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和7年1月10日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

西予市城川町魚成642の1、642の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町魚成642の1・642の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第11号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和7年1月10日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町五百木402、403の1、426、427

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

五百木402・427(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

○愛媛県告示第13号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年1月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	敷地の員幅	延長
国道	441号	大洲市柚木字尾阪340番13から 大洲市柚木字亀山669番2まで	メートル 5.9~22.4	メートル 348

○愛媛県告示第14号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等(昭和48年9月愛媛県告示第822号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第12号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和7年1月10日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町本川3702の1、3703

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

本川3702の1・3703(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

令和7年1月10日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																										
一 省略 二 指定代理金融機関の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 (一) 省略 (二) 店舗の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 1 省略 2 代理主管取扱店			一 省略 二 指定代理金融機関の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 (一) 省略 (二) 店舗の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 1 省略 2 代理主管取扱店																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>取り扱う事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛銀行大阪支店</td> <td>大阪市中央区平野町二丁目3番7号</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	取り扱う事務の範囲	省略			愛媛銀行大阪支店	大阪市中央区平野町二丁目3番7号	省略	省略					<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>取り扱う事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛銀行大阪支店</td> <td>大阪市中央区瓦町一丁目7番7号</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	取り扱う事務の範囲	省略			愛媛銀行大阪支店	大阪市中央区瓦町一丁目7番7号	省略	省略				
名称	位置	取り扱う事務の範囲																											
省略																													
愛媛銀行大阪支店	大阪市中央区平野町二丁目3番7号	省略																											
省略																													
名称	位置	取り扱う事務の範囲																											
省略																													
愛媛銀行大阪支店	大阪市中央区瓦町一丁目7番7号	省略																											
省略																													
3 省略 三 省略			3 省略 三 省略																										

○愛媛県告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年1月10日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建（開）第24号 令和6年12月20日	伊予郡砥部町上原町274番1、275番1、276番2、276番6、282番2、283番1、284番、274番1地先水路・里道	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン・イレブン・ジャパン

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年1月10日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
高機能エアテントの購入
- (2) 購入物品名及び数量
高機能エアテント 5式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和7年3月31日(月)
- (5) 納入場所
愛媛県内において愛媛県が指定した場所(仕様書記載のとおり)
- (6) 入札方法
ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行

うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話(089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

令和7年2月19日(水)午前9時から令和7年2月20日(木)

午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年2月20日(木)午前10時

愛媛県庁本館1階会議室(都合により変更する場合あり。)

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限:令和7年1月31日(金)午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうち、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Disaster Prevention Air Tent use, 5

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 20 February 2025

(3) For further information, please contact: Supplies

Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2156